

別表

別表第1（第5条関係）

1 条例第6条第1項第2号の基準

(1) 共通基準

- ア 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- エ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- ク 高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（トンネルの区間を除く。）の路端から200メートル以内の特別規制地域の区域に表示する場合にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	特別規制地域及び普通規制地域以外の地域において禁止物件に表示し、又は設置する場合
広告塔、 広告板その他これらに類するもの 野立てのもの	1 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 2 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。				1 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 2 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。

建築物を利用するもの	屋上に設置するもの	<p>1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>2 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>3 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	<p>1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>2 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>3 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	<p>1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。</p> <p>2 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>3 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
	壁面から突き出すもの	<p>1 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	<p>1 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	
	壁面を利用するもの	<p>1 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>3 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>4 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>1 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>3 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工 作 物 等 を 利 用 す る も の</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">塀 を 利 用 す る も の</p>	<p>1 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>3 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>1 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">アーケードに添加するもの</p>		<p>1 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。</p> <p>2 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの</p>		<p>1 突き出すもの</p> <p>(1) 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>2 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓標識柱につき下げるもの</p>		<p>1 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 個数は、1本につき1個であること。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">の は り 紙 、 は り 札 、 立 看 板 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">壁面及び塀を利用するもの</p>	<p>1 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>3 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>4 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>1 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>3 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	

	アドバルーン	表示規格は、縦 20 メートル以下、横 1.5 メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から 50 メートル以下であること。	
その他の広告物等	広告幕及び広告網	<p>1 道路を横断するもの 幅は 1 メートル以下で、下端は地上 5 メートル以上であること。</p> <p>2 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>(1) 壁面又は塀の 1 面の面積が 300 平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の 5 分の 1 以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の 5 分の 1 が 15 平方メートルに達しない場合にあつては、15 平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面又は塀の 1 面の面積が 300 平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の 10 分の 1 以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の 10 分の 1 が 60 平方メートルに達しない場合にあつては、60 平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>1 道路を横断するもの 幅は 1 メートル以下で、下端は地上 5 メートル以上であること。</p> <p>2 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>(1) 1 面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の 5 分の 1 以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の 5 分の 1 が 15 平方メートルに達しない場合にあつては、15 平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(3) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
		のぼり	<p>1 1 本当たりの表示面積は、1 面につき 2 平方メートル以内であること。</p> <p>2 道路の区域及び路端から 5 メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は 5 メートル以上であること。</p>

2 条例第 6 条第 1 項第 4 号の基準

- (1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を 1 平面とみなしたときのその平面の面積の 5 分の 1 以内で、かつ、0.5 平方メートル以内であること。
- (2) 個数は、1 施設又は 1 物件につき 1 個であること。

3 条例第 6 条第 2 項第 1 号の基準

(1) 共通基準

高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(トンネルの区間を除く。)の路端から 200 メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が 5 平方メートル以内であること。

イ 普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 第 1 種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が 10 平方メートル以内であること。

- (イ) 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。

4 条例第6条第2項第2号の基準

表示面積は、一の土地又は物件につき5平方メートル以内であること。

5 条例第6条第2項第3号の基準

- (1) 工事の期間中に限り表示するものであること。
- (2) 設計者、工事施行者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合(法令の規定に基づき表示する場合を除く。)においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときそのその平面の面積の20分の1以内であること。

6 条例第6条第2項第6号の基準

- (1) 電車に表示するもの
 - ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。
 - イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。
- (2) 乗合自動車に表示するもの
 - ア イに掲げるもの以外のもの
 - (ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。
 - (イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。
 - イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその使用の本拠の位置が裾野市の区域以外の区域内に存するものに表示するもの
当該使用の本拠の位置が存する区域に適用される屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。

7 条例第6条第2項第9号の基準

- (1) 野立てのもの
 - ア 高さは、地上5メートル以下であること。
 - イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
- (2) 壁面を利用するもの
表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
- (3) 塀を利用するもの
表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

8 条例第6条第3項第1号の基準

- (1) 共通基準
 - ア 物件の両端等から突き出ないものであること。
 - イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
 - ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
 - エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
 - オ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
 - カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
 - キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
 - ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (2) 個別基準
 - ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

- (ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。
 - (イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。
- イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合
- (ア) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

別表第2(第10条関係)

1 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類		第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
広告塔、 広告板その他これらに類するもの	野立てのもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 2以外のもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 2 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号の標識 道路法(昭和27年法律第180号)第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。 	
	屋上に設置するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 2 建築物の壁面から突き出ないものであること。 3 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。 	
	建築物を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 3 上端は、壁面を越えないものであること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 3 上端は、壁面を越えないものであること。
	壁面を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 2 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 3 壁面の端から突き出ないものであること。 4 窓その他の開口部を覆わないものであること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 2 壁面の端から突き出ないものであること。 3 窓その他の開口部を覆わないものであること。

		<p>塀を利用するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 塀の1面の面積が 300 平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が 15 平方メートルに達しない場合にあつては、15 平方メートル以内とする。 2 塀の1面の面積が 300 平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60 平方メートル以内とする。 3 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が 15 平方メートルに達しない場合にあつては、15 平方メートル以内とする。 2 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。
	<p>工 作 物 等 を 利 用 す る も の</p>	<p>アーケードに添 加 す る も の</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表示規格は、縦 0.4 メートル以下、横 1.35 メートル以下、幅 0.3 メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。 2 下端は、地上 2.5 メートル以上であること。 	
	<p>電 柱 、 街 灯 柱 、 柱 其 他 こ れ ら に 類 す る も の (消 火 栓 標 識 柱 を 除 く。) を 利 用 す る も の</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 突き出すもの (1)表示規格は、縦 1.2 メートル以下、横 0.4 メートル以下であること。 (2)下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5 メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上 4.7 メートル以上であること。 (3)個数は、1本につき1個であること。 2 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。 	
	<p>消 火 栓 標 識 柱 に つ り 下 げ る も の</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示規格は、縦 0.4 メートル以下、横 0.8 メートル以下であること。 2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上 4.7メートル以上であること。 3 個数は、1本につき1個であること。 	
<p>そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の</p>	<p>は り 紙 、 は り 札 、 立 看 板</p>	<p>壁面及び塀を利用するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 壁面又は塀の1面の面積が 300 平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 2 壁面又は塀の1面の面積が 300 平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の 10 分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の 10 分の1が60 平方メートルに達しない場合にあつては、60 平方メートル以内とする。 3 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 4 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が 15 平方メートルに達しない場合にあつては、15 平方メートル以内とする。 2 壁面を利用する場合には、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 3 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他の広告物等</p>	<p>アドバルーン</p>	<p>表示規格は、縦 20 メートル以下、横 1.5 メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から 50 メートル以下であること。</p>	
	<p>広告幕及び広告網</p>	<p>1 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>2 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>(1) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>1 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>2 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>(1) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(3) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	<p>のぼり</p>	<p>1 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>2 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

(2) 条例第6条第4項の基準

自己の氏名、名称、支店若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

ア 共通基準

高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(トンネルの区間を除く。)の路端から200メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

イ 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	野立てのもの	1 高さは、広告塔にあっては地上10メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 2 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。	1 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 2 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。	
	建築物を利用するもの	屋上に設置するもの	1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ5メートル以下であること。 2 建築物の壁面から突き出ないものであること。 3 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ10メートル以下であること。 2 建築物の壁面から突き出ないものであること。 3 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。
		壁面から突き出すもの	1 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 3 上端は、壁面を越えないものであること。	
		壁面を利用するもの	1 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 2 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 3 壁面の端から突き出ないものであること。 4 窓その他の開口部を覆わないものであること。	
工作物等を利用するもの	塀を利用するもの	1 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 2 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 3 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。		

		<p>電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの</p>	<p>1 突き出すもの (1) 表示規格は、縦 1.2メートル以下、横 0.4メートル以下であること。 (2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上 4.7メートル以上であること。 (3) 個数は、1本につき1個であること。 2 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
		<p>消火栓標識柱につり下げるもの</p>	<p>1 表示規格は、縦 0.4メートル以下、横 0.8メートル以下であること。 2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上 4.7メートル以上であること。 3 個数は、1本につき1個であること。</p>
<p>はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの</p>	<p>壁面及び塀を利用するもの</p>		<p>1 壁面又は塀の1面の面積が 300 平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が 15 平方メートルに達しない場合にあつては、15 平方メートル以内とする。 2 壁面又は塀の1面の面積が 300 平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の 10 分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の 10 分の1が 60 平方メートルに達しない場合にあつては、60 平方メートル以内とする。 3 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 4 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
<p>その他の広告物等</p>	<p>アドバルーン</p>		<p>表示規格は、縦 20メートル以下、横 1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から 50メートル以下であること。</p>
<p>その他の広告物等</p>	<p>広告幕及び広告網</p>		<p>1 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。 2 壁面又は塀を利用するもの (1) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が 15 平方メートルに達しない場合にあつては、15 平方メートル以内とする。 (2) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の 10 分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の 10 分の1が 60 平方メートルに達しない場合にあつては、60 平方メートル以内とする。 (3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
<p>その他の広告物等</p>	<p>のぼり</p>		<p>1 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。 2 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 案内図板等(道路法施行令第7条第1号の標識を除く)

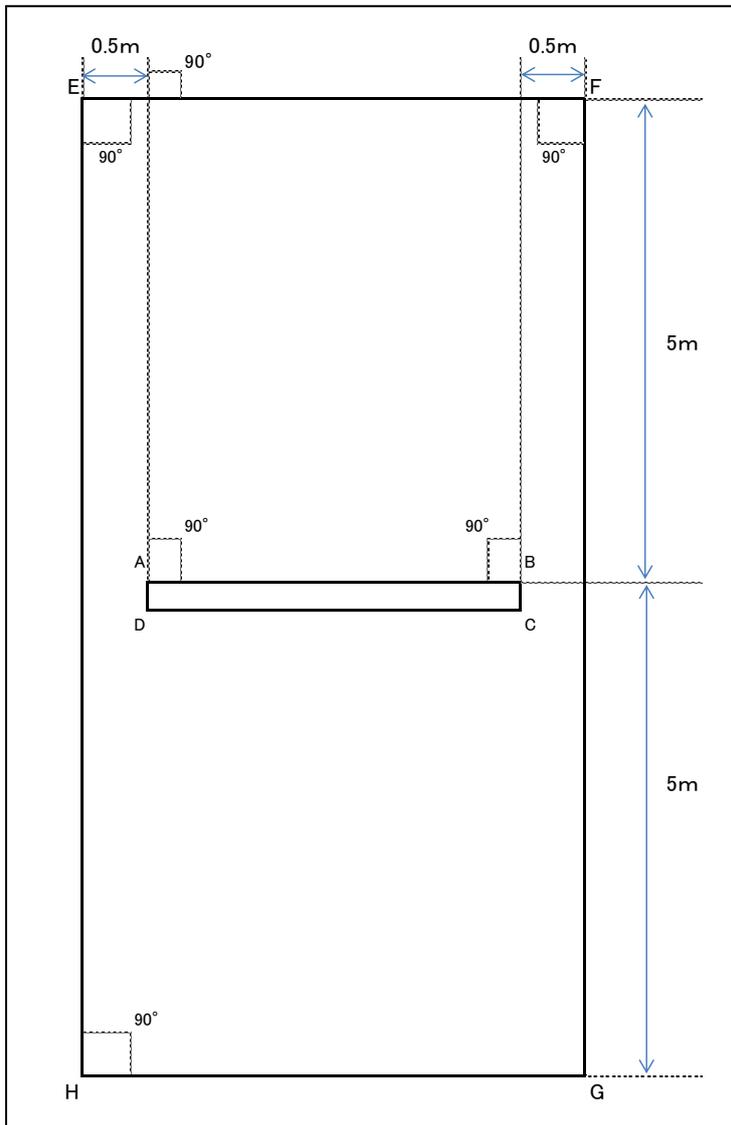
(ア) 共通基準

- a 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
- d 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- e 案内広告に表示された写真及び絵の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵を重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- f 案内広告の地の色彩が、彩度8以下、かつ、明度3以上のものであること。
- g 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- h 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- i 塀を利用するものでないものであること。

(イ) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
野立てのもの		1 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。 2 高さが、地上5メートル以下であるものであること。 3 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。 4 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。 3 3の規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告(5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。)を表示することができる。
電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消	突き出すもの	1 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 3 個数は、1本につき1個であること。
火栓標識柱を除く。)を利用するもの	巻き付けるもの	1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
消火栓標識柱につり下げのもの		1 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 3 個数は、1本につき1個であること。

別図



備考

A 点、B 点、C 点及び D 点で囲まれたものは、案内図板等とする。

イ 道路法施行令第7条第1号の標識

(ア) 野立てのものであること。

(イ) 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

- 3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあっては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。